住居番号設定・変更・廃止届出(申出)書

令和　　年　　月　　日

府　中　町　長

府中町住居表示に関する条例第３条の規定により届出(申出)します。

建築主等	届出(申出)人
(〒　　)	(〒　　)
住　所	住　所
氏　名	氏　名
連絡先　自宅・勤務先	連絡先　自宅・勤務先

（署名または押印してください。）

届出(申出)の理由		
建物の概要 〔新築、改築、建替の場合のみ記入してください。〕	名称	
	用途	個人住宅・共同住宅・店舗・事務所・その他(　　)
	構造	木造・鉄筋・鉄骨・その他(　　)、(　　)階建
	完成予定日	
建物の所在地		

（注）１　太枠の中のみ記入してください。
２　建築主等欄には、新築の場合は建築主の方の、改築その他の場合は所有者の方の住所、氏名を記入してください。
３　住居表示板、住居番号（設定・変更・廃止）通知書を届出（申出）人に送付しますので、住所、氏名は、正確に記入してください。
４　届出（申出）の理由欄、建物の概要の用途欄・構造欄は、該当するものを〇で囲んでください。

届出(申出)前の表示	町　丁目	番　号	整理番号
届出(申出)後の表示		番　号	

部屋番号等の内訳	

受付年月日 ・　・	現地調査年月日 ・　・
台帳記載年月日 ・　・	通知書送付年月日 ・　・
起案年月日 ・　・	決裁年月日 ・　・
表示板交付年月日	・　・

お 願 い

1．建物の新築・改築・建替・出入口の変更等をするときは、住居番号設定・変更・廃止届出（申出）書を提出してください。

(1) 住居表示を実施している区域内で、建物を新築・改築・建替される方、玄関の位置・道路までの通路や門の位置を変更される方は、新たな住居番号を付ける必要がありますので、住民課の窓口に届出（申出）をしてください。

この届出をされずに住所を使用していると、正しい住所が判明した後に官公庁などへ届出ている住所の訂正手続きが必要になる場合があります。

(2) 住居番号設定・変更・廃止届出（申出）書の提出にあたっては、次のことにご注意ください。

① 届出（申出）書に必要事項を記入のうえ、**位置図、建物の配置図（玄関から道路へ出る経路を点線及び建物の外郭を実線で表示したもの）と各階平面図**を添付して届出（申出）てください。

なお、３階建以上のアパート・マンションなどの建物には、部屋番号が入った立面図を添付してください。

② 住居番号が決定しますと、届出（申出）人に住居表示板、住居番号(設定・変更・廃止)通知書を郵送します。

※ 届出（申出）から住居番号の決定までには１週間程度の日数を要しますので、余裕をもって届出（申出）書を提出していただきますようご協力をお願いします。

2．表示板の取り付けにご協力ください。

(1) 街区表示板

府中町では、町民のみなさんのご協力を得て街区の角などに町名と街区符号を表す縦長の街区表示板を取り付けています。この街区表示板は、訪れる場所を簡単に見つけることができる大変便利なものです。ご近所、通勤経路などでこの街区表示板が脱落・破損などで見えにくくなっているものがありましたら、住民課へご連絡ください。

(2) 住居表示板

ご自分の建物の住居表示板が無くなったり、見えにくくなったりしている場合は、住民課へご連絡ください。

※ くわしいことは、府中町 住民課（電話 286-3151）におたずねください。